

飲酒運転は 厳罰です！

問い合わせ
自治振興係

飲酒運転は重大な交通事故に繋がる悪質な犯罪です。

年末年始は、忘年会や新年会などでお酒を飲む機会が多くなりますので、『飲酒運転はしない・させない・許さない・そして見逃さない』を合言葉に飲酒運転を根絶しましょう。

また、飲酒運転は運転者はもちろんのこと、車両・酒類を提供した人や同乗した人も罰則等の対象になります。

周りの皆さんも、運転者が飲酒することのないよう注意しましょう。

●飲酒運転に係る主な罰則

▽酒酔い運転をした場合／運転者本人・車両提供者Ⅱ5年以下の懲役または100万円以下の罰金、酒類提供者・同乗者Ⅱ3年以下の懲役または50万円以下の罰金

▽酒気帯び運転をした場合／運転者本人・車両提供者Ⅱ3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒類提供者・同乗者2年以下の懲役または30万円以下の罰金

木工センター

クリスマスや 干支の置物を作ろう

問い合わせ
木工センター
52-3451 林政係

木工センターの12月工作月間では、

『ミニクリスマスツリー』や『干支の置物』を作ることができます。

●期間／12月2日(火)から28日(月)曜日および祝日の翌日を除く

●場所／木工センター

●時間／9時30分から15時30分

●材料費／1作品分まで無料(使用料は自己負担となります)

●申し込み／希望日の3日前までに木工センターか林政係に申し込み



新築・取り壊した家屋の 届け出は12月末までに！

問い合わせ
資産税係

次の場合は、連絡・届け出が必要です。

▽令和7年中に完成または完成予定の家屋がある場合(車庫・納屋・物置などを含む)

▽令和7年中に取り壊した家屋がある場合(車庫・納屋・物置などを含む)

▽法務局に登録されていない家屋の売買、贈与などを行った場合

固定資産税を算出するための家屋調査がお済みでない場合は、役場職員が伺いますのでご連絡ください。

固定資産税は、賦課期日(1月1日)に土地・家屋・償却資産を所有

している人が町に納める税金です。そのため、賦課期日(1月1日)以前に家屋を取り壊し、届け出をしていない場合、令和8年度の固定資産税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

障がい者や介護者の 税負担を減らす制度があります

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

確定申告で扶養控除の申告をするときに、障害者控除(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること)を申告すると、課税の対象となる所得金額から一定額が差し引かれ、所得税や住民税の額を軽減することができます。

また、障害者手帳がなくても65歳以上の人で、精神または身体に障がいがあると認定された場合について、障害者控除を受けることができますので、詳しくはご相談ください。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	所得税控除額	住民税控除額
3～6級	B	2、3級	27万円	26万円
1、2級	A	1級	40万円(75万円※)	30万円(53万円※)

※配偶者または扶養親族が同居する場合

国土交通大臣認定 (Mグレード) 工事・鉄骨工事



株式会社 ナリテツ



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門



厚岸町白浜4丁目30番地 TEL (0153) 52-2150

ホームページ
QRコード